

地域児童育成会の延長保育利用について

地域児童育成会での児童の延長保育の申請に際しては、次のことを十分ご理解いただきますようお願いいたします。

1 延長保育の対象児童について

延長保育の対象となる児童は、次の二つの要件を満たす児童です。

- (1) 保護者の勤務に付随する理由により午後5時以降（11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分以降）も保育することが真に必要であると認められる児童であること。

※入所申請時に提出いただきます就労証明書等により状況を確認させていただき、延長保育が必要と認められない場合、又は事実と異なる申請があった場合は、延長保育が許可されないことや許可が取り消されることがありますので、予めご了承ください。

- (2) 申請された延長保育の時刻までに、保護者又は保護者の代理人による「迎え」が可能な児童であること。

2 延長保育を実施する育成会について

延長保育が真に必要であると認める児童が5名以上の育成会で実施します。

※原則として、年度途中での延長保育の開始又は中止はいたしません。

ただし、延長保育を実施する育成会で、年度途中で延長保育する児童がいなくなった場合は、その間延長保育を休止します。

3 延長保育時間等について

- (1) 育成会の閉所時刻である午後5時（11月1日から翌年1月31日までの間は午後4時30分）から最大午後7時まで延長保育を実施します。
- (2) 土曜日及び3月31日は実施しません。

4 延長保育する児童の育成料について

児童1名につき、育成料8,000円と、利用区分に応じて次の延長保育料が加算されます。

- (1) 午後6時00分まで利用 月額1,600円を加算
- (2) 午後6時30分まで利用 月額2,400円を加算
- (3) 午後7時00分まで利用 月額3,200円を加算

※育成料の減免は全体に適用されます。

※月途中の延長保育の開始、取消についても、その月の育成料は全額お支払いいただきます。

※延長保育を利用しなかった場合も、登録があれば延長保育料がかかります。

(裏へ)

- 5 年度途中での延長保育申請について（延長保育を実施する育成会に限る。）
年度途中で延長保育を申請する場合は、延長保育を開始する月の前月の15日までに申請書を提出してください。
- 6 年度途中での延長保育の取消について
年度途中で延長保育を取消する場合は、延長保育を取消する月の前月の15日までに取消届を提出してください。
- 7 延長保育する児童のお迎えについて
延長保育の児童につきましては、必ず延長保育の利用時刻までに保護者等のお迎えをお願いします。（厳守）
 - ※ 小学生又は中学生の兄姉の迎えは認められません。
 - ※ 万一、突発的な理由で、急に代わりの方が迎えに来られることになった場合は、必ず保護者が事前に迎えに来る方の氏名、続柄等を育成会に連絡してください。
- 8 下校時の保険について
通常の下校と同様に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度が適用されます。
ただし、自動車等、通常とは異なる方法や異なるルートで下校した場合、また、土曜日・夏休み等の学校休業日は適用されませんので、ご注意ください。